

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月29日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

**香川県公安委員会規則第17号**

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前						
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）						
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長		
1～29 略					1～29 略						
30 道路交通法（ 昭和35年法律第 105号）	第4条第1項～第108条の3の2 略				30 道路交通法（ 昭和35年法律第 105号）	第4条第1項～第108条の3の2 略					
	第108条 の3の3 第1項	略				第108条 の3の3 第1項	略				
	第108条 の3の4	自転車運転者講習の受 講命令		○				第108条 の4第1 項	略		
	第108条 の3の5	国家公安委員会への報 告及び国家公安委員会 からの通報の受理		○						第108条の5第3項～第114条の3 略	略
	第108条 の4第1 項	略									
(1) 略					(1) 略						
(2) 道路交 通法施行規 則（昭和35 年総理府令 第60号）	第3条～第38条第11項第1号 略				(2) 道路交 通法施行規 則（昭和35 年総理府令 第60号）	第3条～第38条第11項第1号 略					
	第38条第 16項	略				第38条第 15項	略				
	第38条の2～第38条の4の2第3項 略							第38条の2～第38条の4の2第3項 略	略		
	第38条の 4の6第	略									

	1項
	第38条の
	4の6第
	2項
(3)～(15) 略	
31～101 略	
備考	
略	

	1項
	第38条の
	4の4第
	2項
(3)～(15) 略	
31～101 略	
備考	
略	

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。